

日本労働年鑑 第58集 1988年版

The Labour Year Book of Japan 1988

第二部 経営労務と労使関係

III 労使交渉と労働争議

2 労働争議

2 産業別・規模別・要求別・団体別にみた労働争議

産業別にみた労働争議——鉱業は前年比増

一九八六年中の労働争議を産業別にみると、件数、参加人員とも公務(三三三件、一九万八〇〇〇人)、製造業(五五五件、一〇万四〇〇〇人)、また、労働損失日数については製造業(一〇万六〇〇〇日)、運輸・通信業(八万一〇〇〇日)が他の産業と比べて多い。これを前年と比べると、鉱業においては、件数、参加人員、労働損失日数とも増加した。しかし、他の産業においては、件数はいずれも減少、また、参加人員、労働損失日数も過半数の産業で減少した(第39表)。

企業規模別にみた労働争議——大企業で人員・日数ふえる

民営企業における争議行為をともなう争議の発生企業数をみると一五四四企業で、参加人員は二五万六〇〇〇人、労働損失日数は二五万三〇〇〇日で、前年にくらべ、それぞれ五一三企業減(二四・九%減)、三万三〇〇〇人減(一一・四%減)、一万日減(三・六%減)であった。

これを企業規模別にみると、企業数はすべての規模で、参加人員も九九九人以下の各規模で減少した。とりわけ、企業数は九九九人以下規模で三〇五企業(三九・六%)、参加人員は一〇〇~二九九九人規模で一万三〇〇〇人(二四・六%)、労働損失日数は一〇〇~二九九九人規模で二万三〇〇〇日(三四・五%)の減少となった。しかし、一〇〇〇人以上規模では参加人員が七〇〇〇人(五・七%)、労働損失日数が一万三〇〇〇日(一六・八%)の増加となっている(第40表)。

要求別にみた労働争議——賃金が半数

主要要求事項別の状況をみると、「賃金増額」要求が一〇八〇件と、前年同様、全体の五割以上を占め、次いで「臨時給与金」要求が四三五件(二一・七%)、「その他の経営および人事」要求が一四二件(七・一%)、「組合保障および組合活動」要求が一四〇件(七・〇%)の順となっている。これを前年と比べると、「休日・休暇」「労働協約の効力」を除くいずれの要求事項も減少している(第41表)。

上部団体別にみた労働争議——総評の減少

争議行為をともなう争議について主要団体別にみると、参加人員は総評が三八万七〇〇〇人で全体の約八割を占め、次いで同盟・新産別の各一万一〇〇〇人、中立労連の一〇〇〇人で、前年と比べると、同盟・新産別が増加、総評・中立労連が減少を示しており、とりわけ総評の減少が大きい。

また、「半日以上同盟罷業」をともなう労働損失日数では、総評が一四万七〇〇〇日で全体の六割弱、次いで新産別一万九〇〇〇日、同盟一万一〇〇〇日、中立労連一〇〇〇日で、前年と比べ、総評、同盟で増加し、新産別・中立労連で減少している(第42表)。

争議の解決状況——長期化傾向

一九八六年の労働争議二〇〇二件のうち同年中に解決したものは一八八六件(九四・二%)であった。これを解決方法別にみると、「労使直接交渉」が一〇五七件(解決件数の五六・〇%)、「第三者関与」が二〇八件(一一・〇%)、「その他(解決扱い)」が六二一件(三二・九%)となっており、前年に比べると、労使直接交渉や第三者関与の占める割合が増加した反面、その他(解決扱い)が大幅に減少した。なお、第三者関与により解決したものの内訳をみると、例年同様、労働委員会によるあっせんが最も多い(第43表)。

次に、労働争議の解決件数を継続期間(争議開始から解決にいたるまでの期間)別にみると、五日以下で解決した労働争議は六一九件(解決件数の三二・八%)、六～一〇日は一七七件(九・四%)、一一～三〇日は五二二件(二七・七%)、三一日以上は五六八件(三〇・一%)で、前年に比べると、五日以下で解決したものの割合が減少したのにたいし三一日以上で解決したものの割合が増加した。これは、前年同様の傾向であり、争議件数は減少しつつも、争議の長期化傾向が示されている。これを主要要求別にみると、「組合保障および労働協約」「経営および人事」に関する要求は半数以上が三一日以上となっている。

日本労働年鑑 第58集 1988年版

発行 1988年6月25日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

****年**月**日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1988年版(第58集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
